

豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業業務委託に係るプロポーザル選考要領

1 業務内容

別紙「豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

2 審査方法

審査は、書面審査にて行う。ただし、申請件数が多ければ、企画提案書の内容について、プレゼンテーションの場を設定する。

※ 以下、記載のある審査実施日について、プレゼンテーションを想定し、日程を事前に調整しておくこと。

3 審査項目

評価項目		配点
基本事項	・課題整理や業務内容の理解ができているか。 ・業務スケジュールは計画的で具体的に記載されているか。	10
業務遂行能力	・業務を執行する上で、人員は適切に配置・確保されているか。 ・参画事業者からの問い合わせ対応、調整等の体制は十分か。 ・一般の方からの問い合わせ対応、フォロー体制は十分か。	10
予算管理	・予算管理方法について、適切な提案がなされているか。 (複数の事業者の参画が見込まれているため、リアルタイムで予算の執行状況を把握できる体制となっているか。)	30
事業実績	・本業務と類似した業務の実績はあるか。	20
自由提案	・その他、有効な提案がなされているか。 (効果的なプロモーションの提案がなされているか等)	10
概算経費	・見積の内容は具体的で、妥当なものか。 ・コスト削減に向けた工夫が図られているか。	20
合 計		100

※ 審査結果は、審査後、全ての提案者に対し文書で速やかに連絡する。

※ 選定された委託先候補と業務内容及び契約条件について詳細に協議し、合意したうえで契約を締結する。なお、業務内容及び契約条件について合意に至らなかった場合、審査による採点結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

4 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年4月26日(金) |
| (2) 質問書提出期限 | 令和6年5月8日(水) 正午必着 |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和6年5月13日(月) 正午必着 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和6年5月16日(木) 正午必着 |
| (5) 審査の実施 | 令和6年5月22日(水) (予定) |

※申請件数次第では、プレゼンテーションの予定あり

5 参加資格

次に掲げる(1)～(6)の要件を全て満たしていること。

- (1) 熊本県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により、旅行業を営む者として登録を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実があるなど、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - イ 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - オ 暴力団及びアからエまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この選考要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- (2) 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 見積金額が提示する予算上限額を上回るとき。

7 質問及び回答

選考要領や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年5月8日（水）正午必着
- (2) 提出の方法
質問は質問書（様式第1号）により、電子メールで送信すること。送信後は、必ず着信を電話で確認すること。
- (3) 提出先
本文書末記の提出先に提出すること。

(4) 回答

質問書への回答は、企画提案参加事業者全てに、電子メールにより行う。

ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした事業者のみに回答する。

8 参加申込み

参加を希望する者は、「参加申込書」（様式第2号）を期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月13日（月）正午必着

(2) 提出の方法

郵送（必着）又は持参とする。

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、「辞退届」（様式第3号）を5月21日（火）

正午までに(2)の方法で、(3)の提出先に提出すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年5月16日（木）正午必着

(2) 提出の方法

郵送（必着）又は持参で5部提出すること。

なお、郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業」と朱書きすること。

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4) 提出物

次のアからオについて、提出期限までに提出すること（A4サイズ（片面印刷）
図面はA3サイズ折込可。カラー印刷であること。）。
ア 表紙（様式第4号）
イ 企画提案書（様式自由）
企画提案の提出は1社1案とする。
※ これまでの類似した事業の実績及び、同種同規模の事業実績について記載すること。
ウ 参考見積書（様式自由）
※ 見積書は自社様式で可とする。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること。
エ 企業概要及び業務実施体制調書（様式第5号）
オ 業務スケジュール（様式自由）

10 予算額

30,130,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※ 上記金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、上記金額とは必ずしも一致しない。なお、助成金原資・事務局経費の内訳は、必ず仕様書を参照すること。

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (3) 提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また、提出期限後の企画提案書の差替え及び再提出も、原則認めない。
- (4) 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書等の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること（この場合、次順位の者と契約を締結する。）。

【書類提出先、お問い合わせ先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1（熊本県庁 行政棟本館 7 階）

公益社団法人 熊本県観光連盟（熊本県観光戦略部観光振興課内） 担当 足立

TEL : 096-333-2335 E-Mail : adachi-m@pref.kumamoto.lg.jp